

## 農林水産政策研究所発注者綱紀保持委員会設置要領

### 1 趣旨

公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することが求められている。

このため平成19年7月31日付けで制定された農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号。以下「規程」という。）第9条において、発注者綱紀保持委員会を設置することとされたことから、農林水産政策研究所に「農林水産政策研究所発注者綱紀保持委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
- (2) 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
- (3) 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
- (4) その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。

### 3 委員会の構成

- (1) 委員は別紙のとおりとし、委員長は所長とする。
- (2) 必要に応じて委員会に外部委員を置くことができる。
- (3) 外部委員を置く場合は、学識経験のある者のうちから、委員長が委嘱する。
- (4) 外部委員を置く場合の任期は1年とし、再任することができる。
- (5) 外部委員を置いた場合、氏名及び職業は公表するものとする。

### 4 定例会議

- (1) 定例会議は委員長が招集し、原則として毎年度1回開催する。
- (2) 定例会議は委員をもって構成する（外部委員を置いた場合は外部委員を含む。）。
- (3) 定例会議は非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

### 5 随時会議

- (1) 随時会議は必要に応じ委員長が招集する。
- (2) 委員長は議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部委員の出席を求めることができる。
- (3) 随時会議は非公開とする。

### 6 公表方法

本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする。

7 委員会の庶務

委員会の庶務は庶務課において行う。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

別 紙

農林水産政策研究所発注者綱紀保持委員会委員

委 員 長 所 長

委 員 次 長

委 員 企画広報室長

委 員 総務部長

委 員 総括上席研究官（国際領域）

委 員 総括上席研究官（食料領域）

委 員 総括上席研究官（農業・農村領域）

委 員 政策研究調整官（委員長が指名する者2名）

委 員 庶務課長

委 員 会計課長

庶 務 庶務課